環海異聞　六

862
1
51

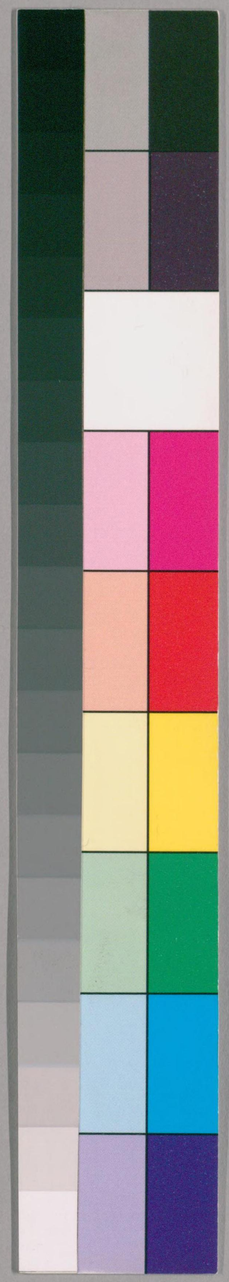

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1

ガラス使用

862-1
5ノ

環海異聞巻之六

葬礼并七

凡そ死亡の事あれば屍を外さまの
つゝみ棺に斂めつゝみ亡者よき所柱に衣服とも
世俗の方をうつしして外さまの物
とゝ盖をおゝひ行をおゝうてして志ちに
して寺へ送りつゝ沢晩の間寺にて経

帝国図書館
昭和 帝国図書館之印

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

の勤めをなして家内喪
等附添ひ引き也堂内へ棺をおこめ、和尚唱と
ゆるく引導のこゝきゝゆるめ
添ゆきて近親より始めて焼
棺の蓋へより七有の土
且つ石灰を寺へ来たせて
所より石大を砕きて蝙蝠となふおちち物
立並び親類中皆を合せて
亡者の口へ今まで行れし今を
と汁にてそゝぎ棺の蓋
一墓所いちや町より俗に
ゝを壙穴の深さ八尺位ゝを更
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
寒国ゆゑ暖気の気
浅深ゝゝの穴ゝ
通夜施主より手伝

葬る也淺深の礼も儀よろしからず

一棺に利刀若干の形ち(金を)抜屋より出来有るを以て

埋るに外板の制度ある唐土の如く

一棺に幾人のごとく舁送ふ事一孔若しくは両孔の木を以て造る也

一棺に附そひ送るもの、

小刀も帯ざる事なし

一宿住を経ざる葬送に板の上へ筆を以て

種々書ざる事なし

刀級の如きを載せりなり

一石碑に切石を庭の隅右とす

小墓のごとく也 其の形ち

表面一様文字の文を彫りつけ

朱入に金箔を貴人碑面の上に

入行をもって縁とする

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

尤多り。玉垣となし、大石柱を建て、
賤人の墓ハ十文字に作り、多くハ柱を
卒塔婆のごとくまたハ人形を
の足の方を前にし屋あり、足のまで
一洋禮ハなし。香花を多くそなふ事も
なし。蝋燭をともすこともなし。
一寛政十一年己未四月、朱漢吉命次
南北隋国の宗旨ハ今もって盛なり。

中に棺を安置し、棺をおおい死骸を包めり。
また葬送のようすを画のごとく図と買
文字を連ね附添墓前に送る葬場の
追って石を求め日本仙臺牡鹿郡小竹村
碑面ハ日本国奥州仙臺牡鹿郡小竹村
安部屋吉郎治 寛政十一年二月 昔
七十三歳と彫付書きそへ内外の内
古文字を彫付左十郎彫刻とあり。

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

墓表と曰ふに作門德春と倡公を彫刻
す石塔ひろさ又享保十丈干
支滅 夏かし彫る
石塔もの一ツ見ハ南部ゟ澤流をもの
此花小菊ゟ少ゟ其輩の墓所ある
ゟ数十年ゟ此の事のゟし又ゟ迄ゟ
松岸村九年とのゟりゟ石塔ゟり
見ハ伊勢国光泰ゟ
ゟりのゟもの

祭礼第八

葬埋の後四十九日ゟしハ墓参す家内へ僧
と招き三七日迄讀經念誦ゟの事ゟる
ゟ怪きゟの小僧ゟりゟ
の讀經ゟる事ゟるゟハ
一忌服とゟるも不見両家ゟり高貴ゟ体
むるゟゟの事も見ゟ南北併喪家ゟ
しいなゟと死別の悲歎ゟゟ

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

出て他業をやし、有ふ兼り居て食
事もおさんばかりでいと働矣の格氣絶
せ着もかりとえ商まり婦人へうらく
泣ゐるこり夫ふるしかりうものい多く
迄ゐ来ては男ふたく女ものゝ異竟尼ふたり尼
ゐの「ニノスステライ」とゝてイルコーツクゟ
七里ゐ隔ゝゝ有ふありてこゝ尼ゟ
僧尼皆高尿なり
死ふい男女ゟ三度ゝ再縁ゟ
ゝゝゝ

一 ありおろし精進すれバ尊信せる佛神
の冥祐も又ありおろし先祖亡霊の冥慮も
あるまじきにもあらず僧の初めも
も違ふあり
一 月忘れ忌の事なるべし
一 三月の末四月始めの比ハ花の人
集ひあるべし何のうけもなくとも
けれもきらうべくハあらず
ありおろし精進すれバ尊信せる佛神
の冥祐も又ありおろし先祖亡霊の冥慮も
あるまじきにもあらず僧の初めも
も違ふあり
一 月忘れ忌の事なるべし
一 三月の末四月始めの比ハ花の人
集ひあるべし何のうけもなくとも
けれもきらうべくハあらず

一 帝業を定めし先帝の冥福毎月
命辰ごとに精進し給ハず忌日ハ
の生辰も同じく諸人をもて
また物の鐘となし嘗今ハ誕生
日を即位ありし日を国中の人
祝ふなり

衙廳並官名職掌政治兵卒戍備

第九

役所并諸官名司職政事及足

輕武備等之事

役所奉行者人名一人市中兼帯之立

市中の取締を改敎方を司どる武家屋

敷の者と交際を保護門前の番等を勤

かりて役の輩七多くは王都の地侍下

又四年目ニ交代ス
一ト代ノ奉行ハ「エナラウ」トイフ名ナル人
多クハアナラウ〳〵ト移ル也「ヤコーツカ」
「オホーツカ」ノ代ハナイケレドモ其所ノ
位階昇ルトキハ後先ヲ変ルニ「オホーツカ」ハ「シクンチ
ヨル」トイフ名ノ人「ヤコーツカ」ハオホーコー
カトイフ名ノ人ガ代リ行ケドモ其コトツカハエナ

一テウボロツチク又エナラウヤヨルトイフ名ノ
人多クハ外ニ農民ノ方ヲ勤ムルモノ
モエナラウツフ子ナド心ヲ労ス度一員ヲ
ヲクヘシ
一両辰ノ年ハ北ノ御方ノ御船ノ来ル年ニテ目通リ
ノ多キ年エナラウノ名ヲリフノチョゴヘイイ
チナアギリヲツトメ八ケ年逗留ノ百三
人交リヲ見ユル名ハヲクヘシ

エナラウニヘリナトリ名とその
もとを見ゆ又是程事を支配する人等
エナラウニヨルと称する官
名ども成へし支の王都のありさま
前々なれども如何ニコライハ
イトロイチ行ふと称も姓忘
失もと
一妻女は分りて在る初て妻を娶る人

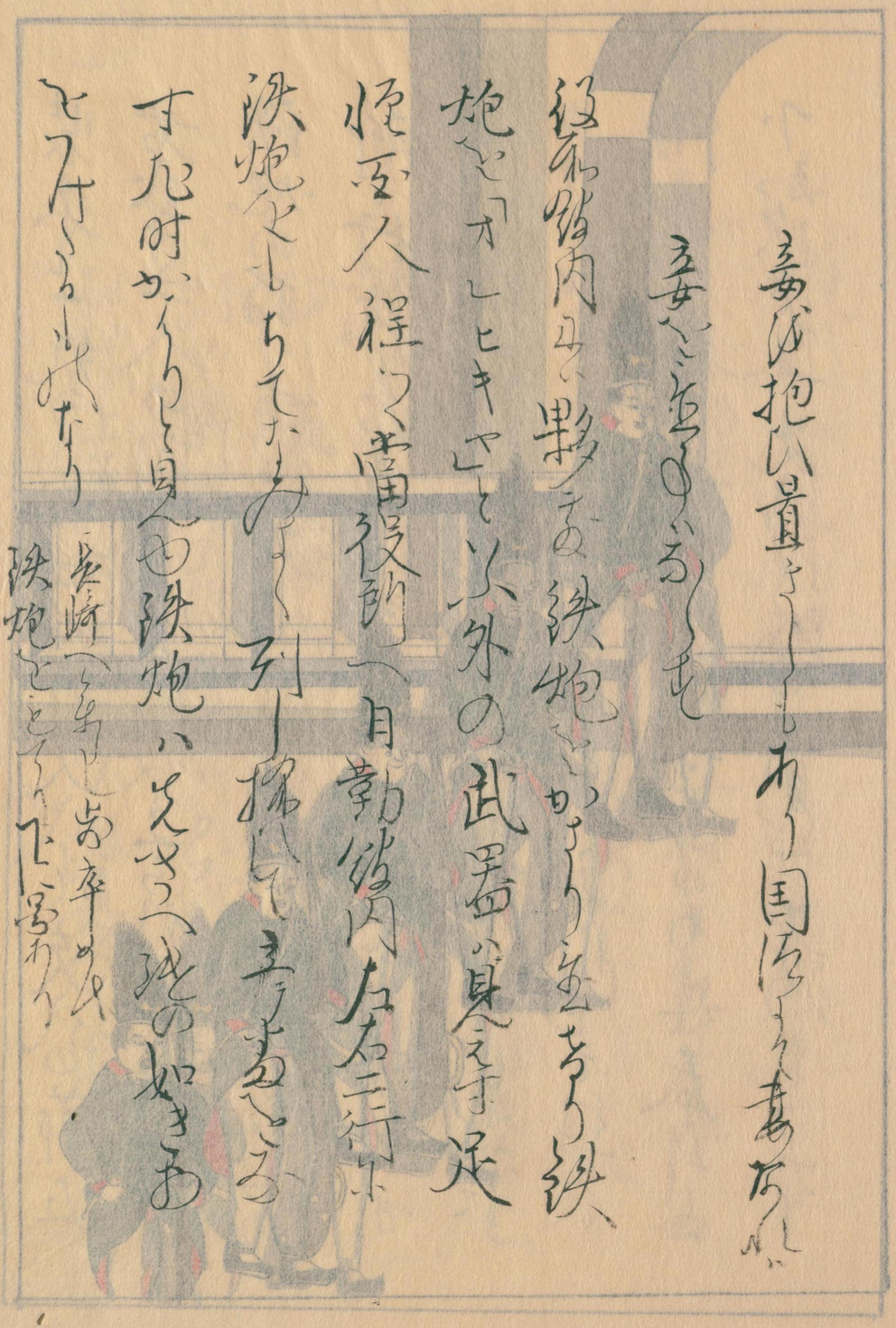

妻を抱き貰ふ事も有り国法ゆる妻
と定るのいる迄
後宮内の勢子の鉄炮を取
炮と「オ」ヒキやと云外の小
姫百人程づゝ當役所へ自然勤候内左右に行
鉄炮どもちてなみゐ列
す尤時かゝりと見へ鉄炮ハ
とゞまるものなり 長崎へ来る
鉄炮と下等なり

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

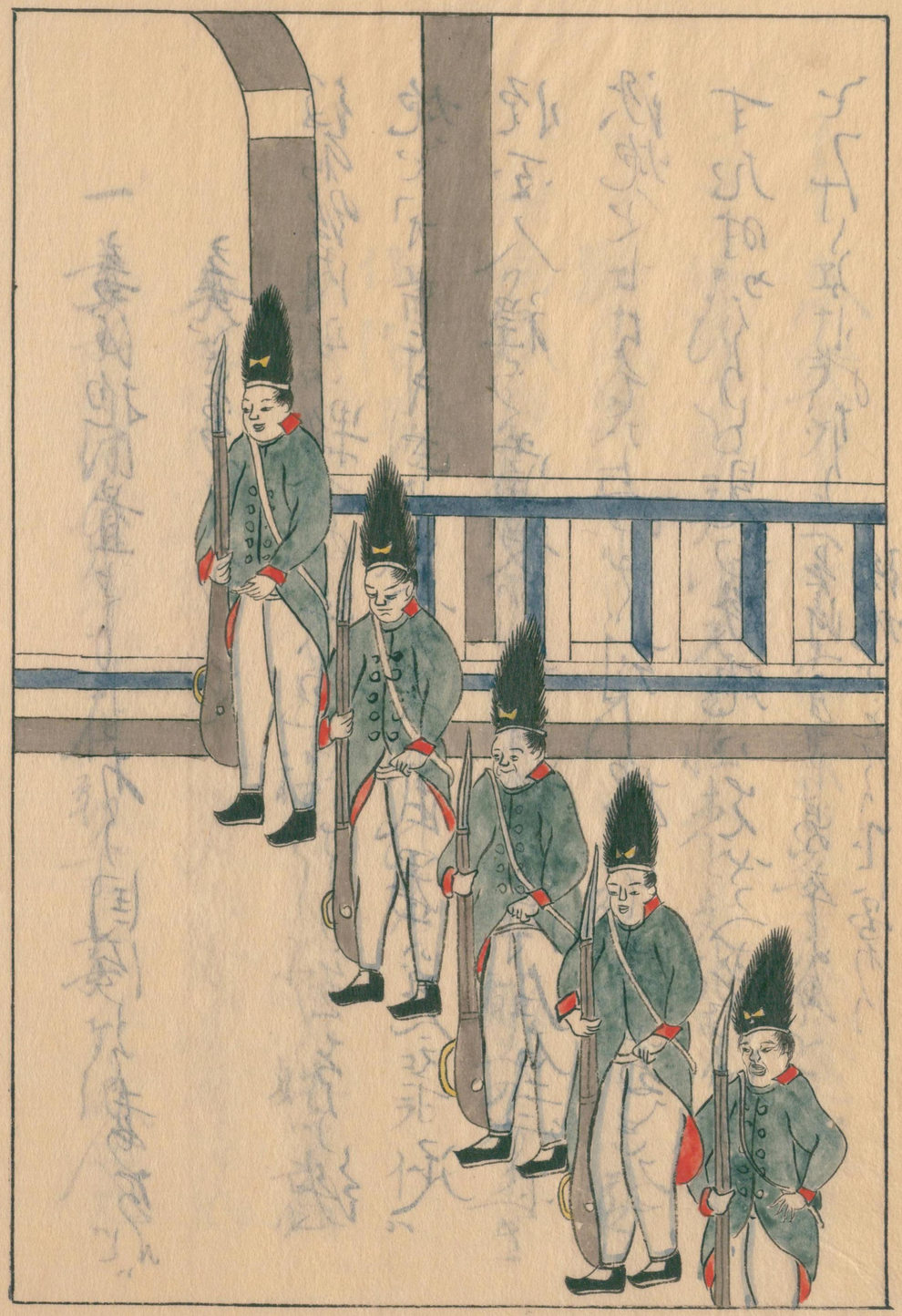

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1

ガラス使用

装束ニ一統ニ朝ニハ文代ニ文代ノ節左
右弐十五人ノ同列ニ役ニ立ち行列ニテ
跡地ノ如ク方ニ一列ニテ乗馬ニテ
即ち行儀ニ及ぶ事ニ
如ク進退ニテ跡役ハ
カサーカ」ト云フ役人騎馬ニテ
指番ニ同番ニ不意ニ
不知次第其先キニ

不取り足軽ニ相ニ
奉行市中巡見ノ節ニ
此騎馬ノ役人ハ
月ニ如此ノ出勤退出
毎ニ派ナル事ナリ
先ニ曰カザーア
騎馬ノ役ノ名
上ニ尺カサーア

一 此度ノ汽人ハ乗馬ノ稽古ヲ為シ、国ノ
況ハ金輪ナリ、車掛ケ揃ヒ、四ツ足ノ
ヲ馬ノ様ニ取扱ヒ、自由ニ進退動止
スル様ナリ

王都ニテハ乗ル場ヲ設ケ、数匹ノ駑馬
ノ腎古ヲ為シ又車ヲ引カスル
ヲ別ニ一方ノ稽古ヲ為シ、
一汽車ノ中ニ大日覆ヲ置ケリ

第四月四日 第一七日ノ初ヨリ汽車ヲ運転ス車ヲ引ク馬ハ駑馬ノ中ヨリ選ミ取リ、速ヲ幸ヒ、馬ノカヲ試ルノカザーカ 速ヲ以テ 人ヲ乗セ 光景ヲ日ヤ騎馬ノ如クアテウタヲ以テ人ヲ乗セ又ハ荷ヲ積ミ又ハ人ヲ乗セ

定ノ鉄炮ヲ以テ打チ列ヲ作リテ供ヲ也 掛ケ鞍ヲ置キ口取ヲ為スモノモアリ 日掛都合 計拾人ヲ乗ル也 車ノ前後ノ人形

小竹村

一村内出火の節は早速駆付消
防に取かゝるべき事
勿論出火の者も其
場へ駆付消防に取かゝるべき事

龍吐水ト皮袋ト手ヲ
火消乃具

和蘭そこれ
とコラントデボイ
ルト

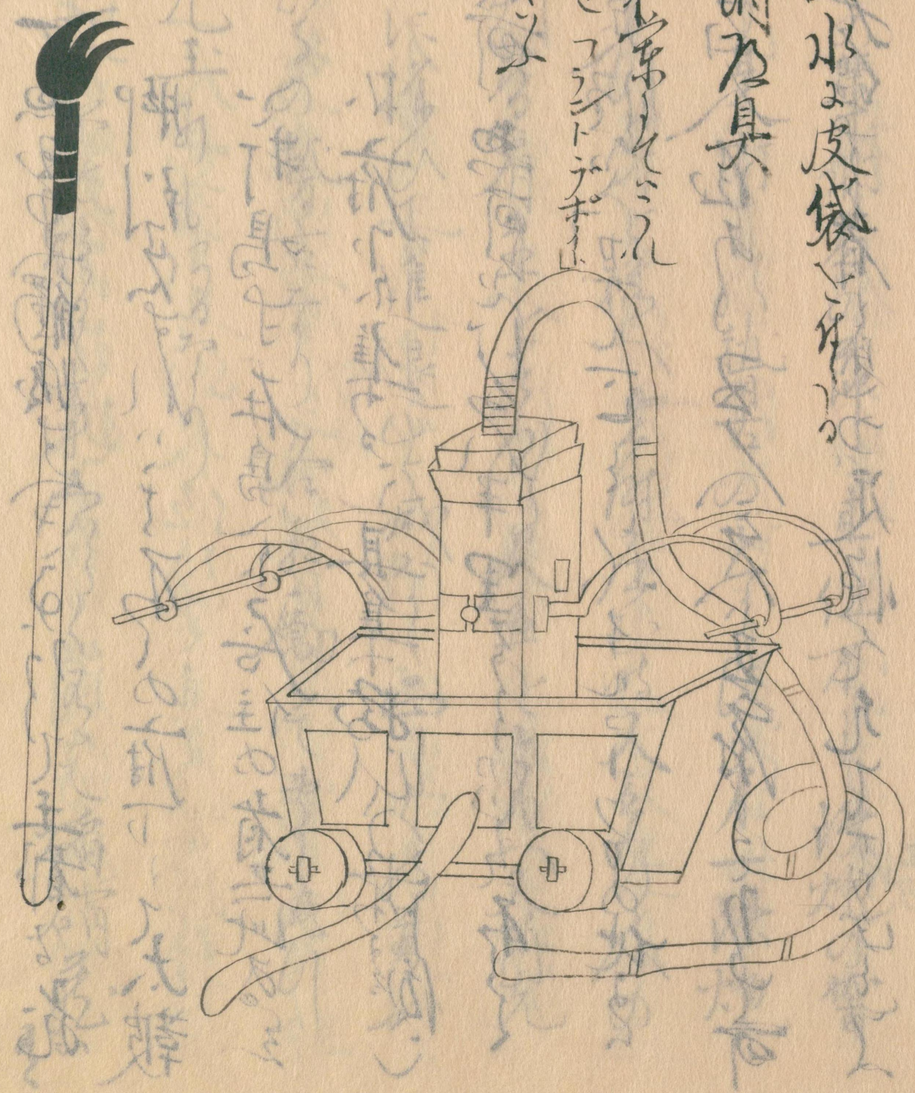

一面の繩張すべきを以て王都なる花
脚引ずんしきの府下にして太鼓
を打鳴す在邊不居住の者共此の
小屋下集拾人(ママ)
足輕両人ばかり津軽家を照して不
る足輕を以カサん二と
千人余人組ある又人
る者を住ま着と見つ足輕を以て
足輕の輩非番の節は其住所にて洪炮の響
古を見打ずん越古の音の
のおの別を揃へ
行列皆肩並とな
一体に揃ひて進退
津家の警衛
す尤おもなり
一町家と称する事

一ヒ所ヶ大筒数挺ヲ並ベ筒ノ指渡
一尺五六寸長八尺位ノ真ヲ不ノ抜ク
為ニ造リ込ノ事ト石台車ニ載テ
不慮ノ事出来ル時ハ台車ヲ
ヨセ引出シ一ヶ所ニ
モ数ヶ所ヘ備ル為ニ
山ヲヒラキテ台車ヲ押ス
一彼方ヶ大筒ノ造リ
ヲ以テ
洗ヒ
生洗ヒ

洗ヒ法ヲ施シ候ヲ以テ
シテ而テ利ヲ
多ク大筒ヲ鋳
抜ク為ナリ洗ヒ
三四度用ル時ハ洗ヒ
又銅或ハ黄銅
堂ヲ作リ
四挺ヲ用ル
ヲ以テ
洗ヒ用ノ由ニ
ヲ以テ製シ
ヲ以テ製ス
ヲ以テ製ス
ヲ以テ製ス

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

なりと雖へ。鉄砲石火矢「ハシ」の
地を製するに作れども不見請
足怪哉
麥　七貫六百目　もとの国の語「ブート」
挽割麥　四百目　テレチサ　セシポンニ」とふ
繻半　七ツ年ベシ
ボロク　乞ハ麻布を作り股引のごとくなる
水　弐足

上著　太き麻布にて作り裙子の胴のごとく二ツ
股引　三ツ重ねその品両なり
一両の内よりゴロシニチ」とふ役を人へ行ふ　両ほどなるもの
南蛮壺　南蛮の人の名　オ」キサンダラ　ハナシイテ
ミシタラド」とふ
吐役人　毎日市中と巡見して非道と戒む諸商人
号泣　常道
なりまた初おもつきの通りも石活ふなのも

なきなどやうと吟味なども
七疋の初代月三ヶ日巡検する
七日〜の定り
魯西亜官職の名目先ず和爾の人名
少をはしなると或人
讀し少を小具詳
一
とも名目ばかりも少
遠ひまゝ傳少のごや
彼ホ臆記をして再校し又修正を

なり俸禄の給銀ハ先変話込り
一 銀壱萬枚
一 エナラウエリトールシヤウ 大舶ノ司忌官国王太子ノ位ニ同シトヽ云
一 同貳万五千枚
一 エナラ アンセウ
一 同壱万五千枚
一 エナラ ボロツチリ
一 同壱万枚
一 エナラウニヨル
一 兵士と称ス官職の如キもの
一 ベレカセウ
一 同八百枚

一ボトコーニ刀　同七百枚
一ボッポコーニカ　同六百枚
一ミクシテヘヨル
一ビクメルヘヨール　同四百五十枚
一レウクシテ　月ニ四度役所ヘ出ル　同四百二十枚
一カビノン　同三百六十枚
一ボロフチノ　同三百枚

一ポーポコーチク　新藏ヘ度王都ヘ使ヲ進ム故ニ服飾ヲ此ニテトゝノフ大ニカシリノ　同二百七十五枚
一クラポウシキ　同二百七十枚
一ク、ポウシキ　同二百五十枚
一セリザント　同七十五枚
一ウインゼノ　アキリチエリ
一カンデレアフゼレ　役ヲ昇進スレハヘレイヘトナル
一カブテナルモノ
一カブラン

一サウダア　ソヲダラ（光）　足柱

一カサーカ　騎馬の役

一マトロス

一ポロソホース　船の役

一ベトルマルシヤウ　けなら軍大ねと選ぶとる

プラボルシテーヱカ」ボーボロチリ」ボローチリ」カベルシ」

セリテマヨル」ビリメルマヨル」「ホニトボーコーニカ」

ボーコーカ」け官とオンベテ　ソヒウ

「主ナラヘ　アンセウ　ア」クサントロ　オロマノウイテ

ウテロンヅヲフ」ス諸国ス漂流ものと

弓矢人と取扱ふ役をイノス

光美日美国人ス光美ヘトブルカホラレ

ランノカレンキ」ヘフレクサントル　オロマノウイ

時の五勒の公をアレ

チウヲロンゾテガテフ」ヘひらし希ふ希

人の事なり

一ベトルブルグの都下より エノスタヌ コレンケ」と云ふ役者を
清国「コンシロ」エノスタヌ ハ外国と云ふ事
の彼のを き者なり
コレンケ」は役者とも云ふ事にて外国より来るの客を取扱ひまつるの諸願ふ役
次をなん外国通用する 七十七ヶ国の通詞
也 唐通詞 凡て他国の人の衣服
飲食もふけ給ふ仕 何
七十七ヶ国の

吳国人中花之事を取扱ふ役
清国にあるとも通詞と云ふ 三合の日本服を用ひ
中々らく 御出なさる

役有の席を注事を云ふ 目見を
者より於 日本彼新製の衣服のみ着つゝれ
り 黒仕を御出なさる 袴と衣服の寸尺と
取仕を中なり 云ふ 御出なさる
案内の人を云ふ 名なき人 化国を云ふ
の役人 なくて為賓丁寧の人を云ふ

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

こんな邪魔(ジャマ)な六間(ろっけん)ばかりの一人(ひとり)家(や)住(ずま)い、セナトツケ」
お人(ひと)なのない「セナトツケ」という名(な)が申(もう)し
フ」という称號(しょうごう)をもって連(つら)ぬ称(しょう)号(ごう)を
格別(かくべつ)の事(こと)ゆ(ガラフハ爵(しゃく)という爵)
而(しか)して人(ひと)のかうとせーい、セナトツケ」の内(うち)でガラフ
の称号(しょうごう)「コニンゲフガラフ」と
先達(せんだつ)已(すで)に英国人(えいこくじん)元(もと)救(すく)命(めい)者(しゃ)の役(やく)
名(な)をおかり又(また)救(すく)命(めい)者(しゃ)の名(な)先達(せんだつ)より

エセこと称(しょう)号(ごう)遠(とお)り先達(せんだつ)
なるべきを
先達(せんだつ)は年(とし)齢(よわい)記(き)多(おお)彼(かの)国(くに)支(し)那(な)の次
才(さい)幻(げん)と称(しょう)して前(ぜん)説(せつ)の参(さん)考(こう)
カサーカ(猛(もう)獣(じゅう)使(つかい))ソーダデ足(た)ル
セリザント(五(ご)百(ひゃく)中(ちゅう)トロワ山(さん)支(し)那(な)
人(じん)ふるものなり)
クラホシキ(ポーポローチノ(ホシ半(はん)のるる)
カビヲン(馬(うま)三(さん)疋(びき)にて引(ひ)く車(くるま)にて
乗(の)る所(ところ)の小(ちい)さき家(いえ))
シタンテ(車(くるま)に限(かぎ)らず
騎(き)乗(じょう)の小(ちい)さき家(いえ))

天鵞絨
の洋傘　ピソノルニヨル

ボーボーコーニカ　ボーコーニカ

アンゼイフ　ビリカゼイフ

医者ハ四等ニテ　看護婦ハ一ドクト

第二レンブレッカリ　第三レーカ

カビメ
なり　ボローチクの　ボロー

エナラー二ヨル　エナラウ

エナラウ　エンセフ　服ハ赤黄色ニシテ

四足ノ方黄色ノ服
郷長ノ家ノ者

ドクトル医者ニカ
ヒナルヨリ

ヒナル四足ノ獣ヲ
トリコムヲ云フ

ボロチノ　其ノ六足ノ
大ナル獣ヨリ

エナラウ　ヘールドーマールシャウ　ナル官ノ三角ノ

徽章ヲ附スル大名ハ其ノ

キニアートシイヲ云フ

ナリキシニヨル　御三家トモ云フヘキモノ

ムスクソ　服ノ留主居役代官ノ類ヒ

形ハ法ありといへども今ハ大ニ（レザル）寛ク
各刑（タキ）なり但衆の軽重ニよりて
牧の多少ありて市中大ニ店（たな）を布（しく）ことの
前古不人（ふにん）この官ニ住（とどま）ること
六載（むとせ）におよぶ天四方ニ
弱（よわ）り見（み）ゆ軽衆ハ伏罪（ふくざい）して真衆のごとく
ありて仲秋ニ至（いたり）たれども
未（いまだ）赦（ゆるし）を宣（のべ）ず重衆の

ものハ磔（はりつけ）ニ裸形（らぎょう）ニして
ふところを洋々（ようよう）ニ出（いだ）し市（いち）を巡（めぐ）ること
おのおの半日ニ及（およ）ぶ重者（おもきもの）ハ
おのおの半皮（はんぴ）を剥（はぎ）て
ふところを出（いだ）すあとハ
ふところを出（いだ）すごとく
ふところを出（いだ）すこと
ふところを出（いだ）すごとく
ふところを出（いだ）すこと
ふところを出（いだ）すごとく
ふところを出（いだ）すこと

久女のごとにて雷事ありての又獄屋の
前に来たる所のごとなれども（重罪の者なる）
（軽き敲刑の者のため）
ふこの責をも死ぬる
お方なりて但頻て即時よりを害をなさ
ざるなり右の合三度より多くいたる死なるごとし
この厚き勢力のめき道具にて手鎖（てぐさり）の雷電
と両例をも加印紙を重山へ放逐する元令山の

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

なる氷遠国多土僻在の海
所なり而して人と交る
所奈人また互に諸化多
流刑の意味もまた尤多
人志と改め更に罪悪を
一ケ所に滞留せしめ
以て異俗遠の地へ

放逐せざる多人なりて
と見ゆ通路不便なる山中
するものと雖ホーツカよ
山路通りがたき所も
もこの事なり
一獄舎をもうけ
ず外国なき九州
内ならすべて農業
卒為とオストロ
ろふ

銭貨ハ通用金銀洞泉（トウセン）ト倣ヒ形方孔ノアルヲ支那（カラ）其外ノ国々ニ中央ヨリ穿ツタルモノナリ又両面ニ銭文ヲ有スルモノアリ本文ニ之ヲ載ス

彼国ノ銭貨通用ノ事ハ形状ノ如キ詳細ハ本文ニ略記ス

ビヤー呀 コツベイカ 銀銭ヲ数ヘテ曰ク ビヤーチ」ハ五ヲ数ヘタリ

ゼイセヲコツベイカ同 ヨリ セイセヲ」ハ十ヲ数ヘタリ

ニヤーチナツセヲコツベイカ同ク数ヘテ曰ク 換ヲ ビヤーチナツセ」ハ拾五ヲ数ヘタリ

ドツツザイ コツヘイカ 同ク数ヘテ曰ク トツツザイ」ハ二拾又ハ二拾五ヲ数ヘタリ

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1

ガラス使用

ドツザイイヒヤテ（ホ）　コツベイカ日支（五）

拾弐枚ヲ換ヲ

ホキイナア　又「ベツテレヤツ」コツベイ日支

ヒ洲弐拾枚ヲ換ヲ

女帝「エ　カテリナ」ノ像ノツキタル銭ヲ

ヒヤベツテレヤツコツベイカニ枚ヲクレタ

レ有ヨヘ〳〵銀ノ伝テアルヿ

ナリ〳〵

十　銅銭

ゼミシカ　日　コツベイカ　支ノ半ヲ通用

止白里（レビリ）地方モ通用スル朝鮮ノソーボリ辺

貂ノ形ヲツ〳〵止白里地方ヲ加山（カサニ）ヨリ

東ヘカミシヤーツカ迄ノ間ヲ

ムスクワ」ノ方（ホ）ヘハ〳〵レラノ銭通用ヲ

レビリノ北ノ名産ヲ以テ北邦ヨリ来ル

セリプロ　銀銭　我国ノ南陳弐銭半ノ支

より目方が重量とのバランスとして我二深刻判決ヲ以テ
明治百二拾枚ヲ通用ス
一、カテリナ 先主女帝の像と法王ヲ
ブロンズ明治百弐拾枚ヲ以テ換ル又ハ
百弐拾枚ヲ以テ換ルモノ 金代造有リ
目方ヲ以テ銀ノ位ヲ定ムヘキ事
十の字ヲ以テ銀ノ形ヲ定ムヘキ事
一、価ヲ貴ヘシ

ツーロートリ 金銭 ○
我当判ノ一朝ニ八ツ
なり也乃銀四枚ヲ以テ
帝の像乃銀銭ヲ以テ換ル又ハ
枚ニ当リ
枚ヲ以テ
枚ヲ以テ又ハ
明治百弐拾枚ヲ以テ銀ヲ枚ニ乃換ヲ
百弐拾枚ヲ以テ銀ヲ枚ニ乃換ヲ

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

おもあきんどす人浪銭と云ふて
洞銭ふかうんとり高くも
あるへきなり
凡て正(じき)白里地方ハ洞海
洞海弐貫五百枚て布の代へ入るの
えい拾貫と四ツ割合なり我方と
五貫ほどなり差て
ストールフリイ拾貫ストハ一貫
ドワツセ ビヤジウルフリイ弐貫五百ドワツセ」ハ百て
ビヤジウルフリイ」ハ五百とふ
なり
なり
左ハ記ス寛政初年伊勢舟ハ小市
魯西亜国ハ海辺の諸国ハ皆ハ彼国
ハ銀貨の図ハ用ひ国ハ楔文字ハ如
の図状ハ不用意ハ如ク写ルのミ

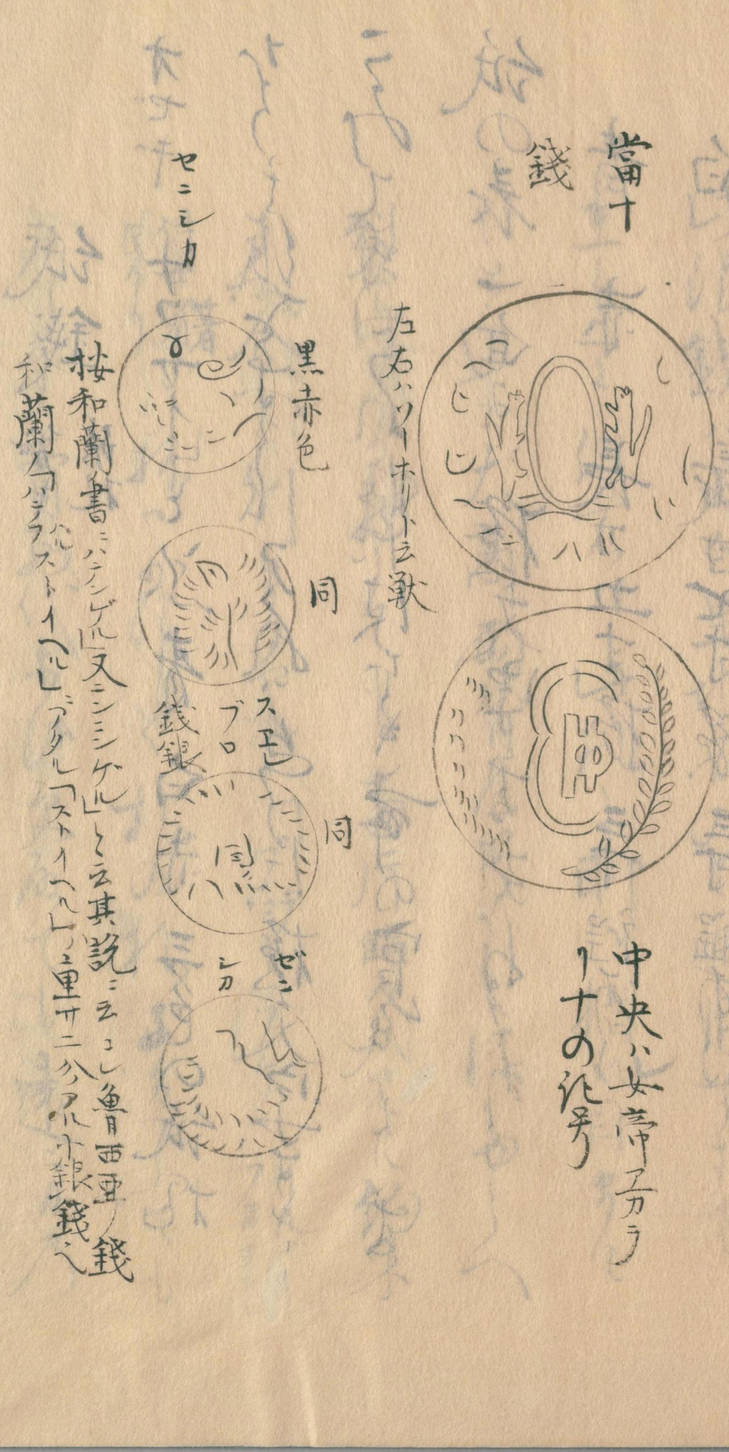

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1

ガラス使用

紙銭（ハガキ 張札）

オゼギ（ナッサイ）と云ふ青白寺三色の紙札
なるも紙をすくふ為に極て大字すき
うみてのうえれたはなきこの官紙なりも
紙の表一面の極文字する到ねてあり
青赤長サ十寸極、寺程あり
白　長サ七寸極、寺程あり

青札銀五枚　赤札銀二枚　白札銀一枚

右之内白札銀一枚ニて通用ス
此銀銭ハ止白里地方のミ通用ス
立ニて往来ハ用ひず
もらす大高面賛座ニてハ多くへ
裂けうあそし高斤餘久へて約束
又今ハ別ニブローウケ（イルコー）
侍士籍の札ハ渡ても
民ニ
ハ
ず
ひ
交
で
も
遠
方
乃

862
1

不重きこと風俗銅銭ゝ好ふとみれ
捨ひろはくおもはゆる也 野民ら
札の價造すれ共ゝ着ものゝ刑之ら

環海異聞巻之六終

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『環海異聞 16巻』 請求記号 862-1

ガラス使用